平成２５年（フ）第２８号
山口県岩国市通津2789番地２
破産者　前坂　静子
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第３０号
山口県玖珂郡和木町和木４丁目３番33号
破産者　前坂　純矢
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第４６９号
高知県南国市大埇甲2417番地17
破産者　坂本　泰幸
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８０号
高知県吾川郡いの町3638、住民票上の住所高知市高須新町４丁目２番17号
破産者　川内　尚之
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１０号
長崎県長崎市小江原１丁目５番11号、旧住所長崎県長崎市小江原１丁目５番10号
破産者　田村　幹雄
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
長崎県長崎市諏訪町７番19号　サファイヤビル３Ｆ、旧住所長崎県長崎市柳谷町23番46号
破産者　中村　　新
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
長崎県長崎市西山３丁目１番47号
破産者　池田　潤一
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
長崎県長崎市琴海村松町583番地１、旧住所長崎県長崎市若竹町47番10号
破産者　浦川　正義
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
埼玉県本庄市児玉町金屋1609―１、住民票上の住所埼玉県本庄市児玉町吉田林124番地９
破産者　大山　泰司
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１１５号
埼玉県深谷市上野台30番地２
破産者　米山　幸彦
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１号
徳島県三好市西祖谷山村有瀬600番地
破産者　鳴石　正利
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第８４号
愛媛県宇和島市長堀１丁目１番34号、破産手続開始決定時の住所愛媛県宇和島市保田甲1975番地４
破産者　森　　久
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第２４８２号
札幌市東区北17条東17丁目３番10―104号
破産者　宮田　勝幸
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２７号
札幌市南区藤野２条13丁目４番28号
破産者　三上　正人
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１９号
北海道恵庭市相生町68番地２　ベルトピア恵庭201号
破産者　関原　伸二
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６９号
北海道千歳市白樺１丁目６番地の１
破産者　高島　裕之
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７０号
北海道千歳市白樺１丁目６番地の１
破産者　高島　　繭
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３号
北海道旭川市大町２条５丁目21番地の59　西野ハイツ201
破産者　野本　和彦
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６８号
茨城県水戸市西原２丁目７番21号、前住所茨城県水戸市姫子１丁目101番地の８
破産者　森島　正一
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所